

各指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

指定特定相談支援事業（計画相談支援）に関する事業説明会の開催について（通知）

平素より本市の障害保健福祉行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、計画相談支援の経過措置は平成26年度末をもって終了予定となっており、平成27年度以降の障害福祉サービス・地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」といいます。）の支給決定には、原則としてサービス等利用計画が必要となります。

しかし、本市における計画相談支援の進捗状況は約20%（平成26年9月末時点）に留まっている状況であり、今年度中にすべての障害福祉サービス等の利用者へ計画相談支援を実施することは極めて困難な状況となっております。

平成27年度以降、すべてのサービス利用者にサービス等利用計画を作成するためには、現在の指定特定相談支援事業所に加え、更なる指定特定相談支援事業所の開設が必要な状況です。

つきましては、今後の計画相談支援の拡大を円滑に進めていくため、標記の説明会を下記の通り開催いたします。ぜひ、この機会に指定特定相談支援事業所の開設をご検討いただければと存じます。

1 日時・場所

・第1回

日 時：平成27年2月16日（月）13時30分～15時30分

場 所：川崎市役所 第4庁舎 2階ホール （川崎区宮本町3-3）

定 員：200名

・第2回

日 時：平成27年2月17日（火）10時00分～12時00分

場 所：中原区役所 5階 502会議室 （中原区小杉町3-245）

定 員：100名

※第1回と第2回は同じ内容にて実施いたしますので、いずれか一方のみのご出席で構いません。

2 内容（予定）

- (1) 計画相談支援の概要について
- (2) 新規指定申請について
- (3) 質疑応答

※内容は変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

3 その他

- ・出席を希望される方は、別紙参加申込書を平成27年2月5日(木)までにメール又はFAXにて障害計画課川上宛てにお送りください。
- ・定員を超えた場合には、参加人数を制限させていただく場合がございます。その際には別途ご連絡させていただきますので、あらかじめご了承ください。連絡がない場合には、当日そのままお越しく下さい。

(地域支援係 川上担当)

電話 044 - 200 - 3796

FAX 044 - 200 - 3932

E-mail 35syokei@city.kawasaki.jp